

ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助金交付要綱（以下、要綱）第13の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 要綱第2第2号に規定する公共的団体等は、次に掲げる場合に限り交付対象者と認めるものとし、法人であるか否かを問わないものとする。

(1) 現に活動を行っていること

(2) 補助事業に係る経費について、適正な執行・管理を行うことができる団体であること

2 市町村、広域連合及び一部事務組合が構成員として参加する実行委員会及び協議会等が行う事業については、当該実行委員会及び協議会を交付対象者とする。

(補助事業)

第3 要綱第3第1項の別表に規定にかかわらず、次に掲げる目的での機器導入の場合は交付対象としない。

(1) 個人での所有・利用を目的としたもの

(2) 機器のレンタルにおける利益を主な目的としたもの

(3) 自団体に所属又は関係する者のみへの教育の実施を主な目的としたもの

2 要綱第3第1項の別表(1)エ(イ)及び別表(2)エ(イ)に規定する、準じたものの確認については、登録試験事業者等において、日本工業規格などの規格を満たす試験を実施したことが確認できる書類において審査するものとする。

(事業計画書の提出等)

第4 要綱第4第1項に規定するユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

2 ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業計画書の提出に当たり、複数の事業を提出する場合は、優先順位を付するものとする。

(選定基準等)

第5 要綱第5第1項に規定する選定基準は、別表のとおりとする。

2 要綱第5第2項に規定する選定委員会の委員の人数は、概ね4名程度とする。

(交付申請書の様式等)

第6 要綱第6第1項に規定するユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業交付申請書は、別記様式第2号によるものとする。

(変更承認申請書等)

第7 要綱第8に規定する書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業内容変更承認申請（届出）書 別

記様式第3号

(2) ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業中止（廃止・取下げ）承認申請書
別記様式第4号

(3) ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業期間延長承認申請書 別記様式第
5号

（事前着手）

第8 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、事業の性質から事業の実施時期が年度当初に限定される場合その他知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項に該当する場合には、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業事前着手届 別記様式第6号を、知事に提出するものとする。

（導入等実績報告書）

第9 要綱第9第1項に規定するユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業実績報告書は、別記様式第7号によるものとする。

2 要綱第9第4項に規定する消費税仕入控除税額等報告書は、別記様式第8号によるものとする。

（交付請求）

第10 要綱第10に規定するユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業交付（概算払）請求書は、別記様式第9号によるものとする。

2 補助金の概算払いの請求は、事業の出来高に対応する補助金総合額の90パーセント以内の額とする。

3 補助金の概算払いについては、知事が認めたときに、年1回を限度として支払いができるものとする。

（財産処分の制限等）

第11 要綱第11第1項に規定するユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業財産処分承認申請書は、別記様式第10号によるものとする。

（事業の実施および評価）

第12 要綱第12第2項に規定するユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業年度報告書は、別記様式第11号によるものとする。

（その他）

第13 その他事業の実施上必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 25 日）

この要綱は、平成 31 年 1 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

【最重点審査項目】

- ① 導入機器について、長野県の最大の特徴である山岳高原を誰にでも気軽に楽しんでもらえるようにするため、特色を活かした機器の導入・活用の方法であるか。

【重点審査項目】

- ② 導入する機器に対して、指導者や操縦者を養成しているか、または今後予定しているか。
- ③ 障がい児（者）を含む学習旅行の受入れを積極的に行っているか、または今後予定しているか。
- ④ 周辺の観光地に対して、障がい児（者）および高齢者等の受入れやユニバーサルツーリズムの知識の普及を行っているか、または予定しているか。
- ⑤ 要望があれば、他の観光地にも貸出せるよう窓口等を設置することとしているか。

【審査項目】

- ⑥ 障がい児（者）や高齢者等の受入環境や体制（トイレ、スロープ等の整備、支援スタッフの養成等）が整っているか、または今後予定しているか。
- ⑦ 他の観光地・施設と連携して学習旅行の誘致を実施しているか、または今後予定しているか。
- ⑧ 障がい児（者）や高齢者等を受け入れている、ユニバーサルツーリズム対応の観光地としての広く情報発信・PRをしているか、または今後予定しているか。
- ⑨ 関係団体等と、ユニバーサルツーリズム受入れに関する連携を実施しているか、または今後予定しているか。